

## 米国、2,000億米ドル相当 の中国原産品に対する追加 関税を発表 貿易摩擦が続く見込み

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

### エグゼクティブサマリー

2018年9月17日、米国通商代表部(United States Trade Representative、以下「USTR」)は、2018年9月24日以降、(最恵国関税に上乗せして算出される)10%の追加関税(従価方式)の適用対象とする中国原産品のリスト第3弾(以下、「米国リスト3」)<sup>1</sup>を発表しました。米国リスト3に掲載された品目に適用される追加税率は、2019年1月1日以降、25%に引き上げられる予定です<sup>2</sup>。追加関税の影響を受ける品目は広範囲に及びますが、当初案では追加関税の対象とされていた一部の消費財やその他のカテゴリーの製品は、後述の通り、一部又は全部がリストから削除されています。

中国原産品に追加関税を賦課するUSTRの一連の措置は、米国の知的財産の強制移転に関連する中国の行動、政策、慣行に関する調査結果に基づいたものです<sup>3</sup>。米国は、当該調査の結果を受け、1,000以上のタリフライン(関税番号)を対象に25%の追加関税を賦課することを発表しました<sup>4</sup>。米国税関国境警備局(United States Customs and Border Protection、以下「CBP」)は、2018年7月6日以降、リスト第1弾(以下、「米国リスト1」)に含まれる年間340億米ドル相当<sup>5</sup>の中国原産の輸入品818タリフライン<sup>6</sup>を対象に、また、2018年8月23日以降は新たにリスト第2弾(以下、「米国リスト2」)に含まれる年間160億米ドル相当の輸入品279タリフライン<sup>7</sup>を対象に追加関税を徴収しています。

一方、中国は米国の2度の追加関税に対する対抗措置として、2018年7月6日以降、リスト第1弾(以下、「中国リスト1」)に含まれる年間340億米ドル相当の米国原産の輸入品545タリフライン<sup>8</sup>を対象に、次いで、2018年8月23日以降は、さらにリスト第2弾(以下、「中国リスト2」)に含まれる年間160億米ドル相当の333タリフライン<sup>9</sup>も対象に、25%の追加関税を徴収しています。USTRによる米国リスト3の策定は、中国リスト1及び中国リスト2に対する対抗措置となります<sup>10</sup>。

同時に、USTRは8月23日以降実施されている米国リスト2に係る適用除外申請手続きも発表しました。当該手続きは米国リスト1の要件に基づくもので、最終製品の製造に用いられる中国原産の部品に係る報告基準が追加されています。適用除外を希望する輸入者は、12月18日までに申請書を提出することとされています。

## 詳細

### 米国リスト3

米国リスト3は、対中貿易に係わる2,000億米ドル相当の5,745タリフライン(タリフライン内の特定品目のみを対象とするものも含む)<sup>11</sup>で構成されます。当初案には6,031タリフラインが含まれていましたが、6週間の通告・意見募集期間及び6日間の公聴会を経て、USTRが当初案から297タリフラインを削除しました。9月17日発表のUSTRの声明には、「スマートウォッチ及びブルートゥース機器、米国内で製造されている品目の原材料となる一部の化学品、繊維及び農産物、特定のヘルスケア製品及び自転車用ヘルメット等の安全製品、自動車シートやベビーサークル等の子供用安全器具」等の製品群を追加関税の対象リストから削除する旨が記載されています。他方では、今回発表されたリストには、以下の2タリフラインが追加されています。

- ▶ 23011000: 肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット(食用に適しないものに限る)並びに獣脂かす
- ▶ 27090010: API度25未満の石油及び歴青油(原油に限る)

米国リスト3の適用対象製品は米国リスト1及び2よりも広範で、米国関税率表(HTSUS)の(全99類中)80類にわたります。第30類の医薬品、第61類から第64類の衣服及び靴製品がリストに含まれていないことが注目されますが、一方、帽子やハンドバッグ等の消費財、自動車部品、各種機器、テレビ、電池、コンピューター部品及びネットワークルーター、家具、布(織物)、食品、化学品及び殺虫剤(農薬)、鉱物、機械、鉄鋼及びアルミニウム製品、半導体組立装置等は含まれます。

米国リスト3は二つのパートに大別されます。パート1には5,734タリフラインが含まれ、これらのタリフラインに分類されるすべての品目が追加関税の対象となります。一方、パート2は関税番号8桁レベルで11品目を規定したうえで、そのうち対象外とする品目を関税番号10桁で示しています。例えば、HTSUS番号9401.80.60の腰掛けを追加関税の対象としたうえで、HTSUS番号9401.80.6021及び9401.80.6023に分類されるチャイルドシートは対象外としています。そして、パート2には、HTSUS番号8517.62.0090が掲載されていますが、この関税番号は現行の関税率表にも、過去の関税率表にも記載されていません。USTRは、HTSUS 8517.62.0050に分類されるスマートウォッチ及びブルートゥース機器を最終リストから削除する旨を発表しているため、8517.62.0090は誤植で、正しくは8517.62.0050であるということかもしれません。あるいは、これが誤植ではないとすれば、CBPが適用対象製品を特定しやすくするようことの配慮から、新しいHTSUS番号を創設することを意図している可能性があると思われる。

### 米国リスト3の概要

ランク	類	内容	タリフライン数
1	第29類	有機化学品	693
2	第3類	魚類及び甲殻類、軟体動物及びその他の水生無脊椎動物	275
3	第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	231
4	第52類	綿及び綿織物	230
5	第48類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	222
6	第85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	213
7	第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	196
8	第44類	木材及びその製品並びに木炭	180
9	第38類	各種の化学工業生産品	142
10	第7類	食用の野菜、根及び塊茎	143
その他の類(70類)			3220
総計			5745

## 米国リスト2の適用除外申請手続き

確定版の米国リスト3発表と同日、USTRは米国リスト2の適用除外申請手続きを発表しました。米国リスト1の適用除外申請手続きと同様、申請者は申請対象製品の物理的特性に基づき、申請対象製品を同じ関税番号(8桁レベル)に分類される他の品目と区別する必要があります。また、申請者は、申請対象製品に適用される10桁の関税番号と、申請者が過去3年に渡り、各年に購入した中国原産製品の量及び金額を提示しなければなりません。適用除外申請は、製品ごとに提出する必要があります。さらに、申請対象製品が最終製品として販売される場合、申請者は、申請者の2017年の総売上において中国原産製品が占める比率(%)を提示しなければなりません。また、申請対象製品が最終製品の製造に用いられる場合、申請者は、当該最終製品の製造総費用において中国原産の輸入部品が占める比率(%)及び申請者の2017年の総売上げにおいて当該最終製品の売上げが占める比率(%)を提示しなければなりません。

また、申請者は、米国リスト1の適用除外申請手続きと同様、以下の要素を考慮した適用除外の正当化事由を申請に含める必要があります。

- ▶ 申請対象製品の中国国外からの入手可能性
- ▶ 除外申請が却下された場合に生じうる、申請者又はその他の米国の利害関係者等に与える損害
- ▶ 申請対象製品が戦略的に重要な製品であるか、又は中国政府が掲げる「メイドインチャイナ2025」もしくはその他の産業振興策に関連するものであるか

さらに申請者は、除外が認められた場合のCBPIによる管理の容易性等、申請に関連するその他のあらゆる情報を提出することができます。

適用除外手続きに係る重要日程及び特徴は以下の通りです。

- ▶ 適用除外申請は2018年12月18日まで提出することができ、当該申請がUSTRに認められた場合、追加関税が発効した2018年8月23日まで遡って除外が適用される
- ▶ 適用除外の有効期間は、除外の決定を記載した官報の発行から一年間とする
- ▶ 適用除外申請の公告が米国政府のウェブサイト([www.regulations.gov](http://www.regulations.gov))上に掲載された後、申請に賛成又は反対の意見を表明するパブリックコメント期間として14日間が認められる。14日間の期間の終了後、利害関係者には、受領した賛否の意見に回答する期間として7日間が認められる

2018年9月17日のUSTRのプレスリリースに、申請手続きに係る以下の詳細内容が含まれています。

- ▶ 業務上機密情報を含む申請の方法等の電子媒体による適用除外申請の詳細な指示
- ▶ 適用除外申請に関連する意見及び回答の提出に係る詳細な指示
- ▶ すべての提出に係る様式及び認定要件

## 今後予想される展開

米国リスト3の決定に対し、中国は新たに米国原産の輸入品に賦課する関税の決定及び実施を発表し、2018年9月24日以降、関税を徴収しています(以下、「中国リスト3」)。中国リスト3は2018年8月3日に発表され、600億米ドル相当の米国原産の輸入品5,207タリフラインに5%又は10%の追加関税が賦課されます<sup>12</sup>。中国リスト3は、液化天然ガス、自動車部品、医療機器、各種機械、家具、鋳物、化学品、皮革製品、木材製品並びに肉、コーヒー、ナッツ、アルコール飲料等の食品及び飲料が含まれます。中国リスト3の確定版に含まれる追加関税適用対象製品群は、当初提案されたものと変わりません。

米国政府は、2018年9月17日、中国政府による中国リスト3の発表に先立ち、中国が報復関税で対抗し続けるなら、2,670億米ドル相当の中国原産の輸入品に対して新たに追加関税を賦課する旨の発表を行いました<sup>13</sup>。「フェイズ3」と称されたこのリストは、実質的に中国原産のすべての輸入品を含むものとなるでしょう。

## 企業に求められる対応

米国と中国の貿易に携わる企業は、追加関税の潜在的な影響を特定し、関税節減策を設定することが重要です。企業が今すぐ実行できる対応策には、以下が挙げられます。

- ▶ 影響を受ける製品の範囲、潜在的なコスト、及び代替的な調達先を十分に理解し、関税プランニング等、影響を軽減できる可能性を見極めるため、自社のサプライチェーン全体を把握する
- ▶ 保税倉庫、自由貿易地域(FTZ)、代替関税還付制度(substitution drawback)、HTSUS第98類及び中国の関税法令上の同様のプログラム等、追加関税の繰延、削減又は還付のための戦略を特定する
- ▶ 追加関税の対象となる輸入品について、関税評価額のプランニング(移転価格に関するアプローチの見直し、米国に輸入する物品についてはファーストセールの活用等)を検討する

## 巻末注

1. USTR:<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/september/ustr-finalizes-tariffs-200>
2. 上注を参照。
3. 1974年通商法第301条は、他国の措置、政策もしくは慣行が、WTO協定等の通商協定に違反もしくは非整合的である、又は「正当な理由を欠き米国の通商に負担や制限をかける」との決定に基づいて、関税又は輸入制限を課す権限を与える。
4. USTRの手法は「メイドインチャイナ2025」に関連する製品を標的とし、商業的に選択可能な他の調達先が存在する製品を選ぶことで米国の消費者に対する影響を最小化しようとしている。その結果、履物、衣類、スマートフォン、パソコン、パソコン画面等の消費者向け製品はリストから削除されることとなった。詳細は、2018年6月27日付、Japan tax alert「米国の対中追加関税の第1弾が2018年7月6日に発動へ 追加関税25%、340億米ドル相当の品目リストを公表」をご参照ください。
5. 本アラートにおける通貨はすべて米ドルを指す。
6. 2018年6月15日、「[USTR Issues Tariffs on Chinese Products in Response to Unfair Trade Practices](#)」
7. 2018年8月7日、「[USTR Finalizes Second Tranche of Tariffs on Chinese Products in Response to Unfair Trade Practices](#)」
8. 2018年6月7日、中国商務部「[Announcement on Imposing Tariffs on Some Goods Originating in the US](#)」
9. 2018年8月8日、中国商務部、「[Announcement of the Customs Tariff Commission of the State Council on Adding Tariffs to Imported Goods Originating from the United States of About US\\$16 Billion](#)」
10. 上注1を参照。
11. 「タリフライン内の特定品目のみを対象とするもの」とは、8桁レベルで同じHTSUS番号に分類される10桁のHTSUS番号のうち、一部の特定品目のみが追加関税の対象となるタリフラインを指す。
12. 2018年9月18日、中国財政部「[China Ministry of Finance, 18 September 2018, "Announcement of the Customs Tariff Commission of the State Council on the application of tariffs on imports of approximately US\\$60 billion worth of goods originating in the United States"](#)」
13. ホワイトハウス: <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-from-the-president-4/>

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

大平 洋一  
原岡 由美

パートナー  
アソシエート パートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com  
yumi.haraoka@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊社では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](#) をご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](#) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181001

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](#)